

令和 8 年度

徳山中央浄化センター外脱水汚泥運搬業務(セメント原料化) 仕様書

履行場所 徳山中央・東部浄化センターから処分場まで

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

周南市上下水道局

委託概要

徳山中央・東部浄化センターから発生する脱水汚泥の運搬業務である。

運搬予定先(処分場):周南市渚町地内

脱水汚泥運搬予定量

徳山中央浄化センター 約 1,900 t/年

徳山東部浄化センター 約 900 t/年

徳山中央浄化センター外脱水汚泥運搬業務（セメント原料化）仕様書

特	記	事	項
【1】総則			
1. 目的			
この仕様書は、周南市徳山中央浄化センター及び周南市徳山東部浄化センター（以下「両浄化センター」という。）の汚泥処理施設のうち汚泥脱水設備で脱水処理された汚泥（以下「脱水汚泥」という。）を、その処分地まで運搬するための業務に必要な事項を定めるものである。			
2. 業務の履行義務			
両浄化センターから排出される脱水汚泥を所定の場所へ確実に運搬するため、設計書、仕様書及び契約書等に基づき受注業務を完全に履行しなければならない。			
3. 関連法令等の遵守			
1) 委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。			
2) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。			
4. 業務の内容			
脱水汚泥の運搬及び清掃業務等である。なお、作業要領等については当該項目を参照のこと。			
5. 指示の履行			
受注者は、発注者の指示に従って業務に従事しなければならない。			
6. 委託業務に従事する者の承認			
受注者は従業員の氏名・職名・資格所有の状況等を記載した書類を提出し、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。なお、従業員の異動が生じ変更する場合も同様とする。			
7. 業務に従事する者の承認取消し			
委託業務に従事する者で、業務上不適格であると認めた場合は、承認を取消すものとする。この場合、受注者は直ちに了承を得た上で代行者を業務に従事させなければならない。			
8. 従業員の勤務			
従業員の勤務については、労働基準法及び関係法令を遵守し、勤務させなければならない。			
9. 労務管理			
受注者は、従業員の労務管理の一切の責任を負うものとする。			

10. 安全管理
委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
11. 保健衛生管理
従業員の保健衛生管理を徹底しなければならない。
12. 緊急事態発生の対応
搬入、搬出中及び運搬業務中に事故が発生した場合は、すみやかに必要な措置を講じるとともに、直ちに発注者に報告し、その対応について指示を受けなければならない。
13. 業務に従事する者の資格
1) 運搬車両を運転するために必要な運転資格を有するもの。
2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項の規定に基づき許可を受けたもの。
3) 委託業務従事者は、必要な業務経験のある者、又はこれに相当する技術を有する者でなければならない。
14. 業務就業時間
1) 運搬業務時間は汚泥脱水設備から排出される脱水汚泥の貯留量を確認し当該設備の運転に支障をきたすことの無いように適宜判断すること。 なお、就業時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。
2) 休日は、日曜日・国民の祝日・年末年始とする。
3) 本業務は、就業時間外であっても、状況により発注者が必要と認めた場合は、その業務を行わせることができるものとする。
15. 備付書類及び帳簿
受注者は、業務事項を明らかにするため、次に掲げる書類帳簿等を備え付け、常に整理しておかなければならない。
1) 契約に関するもの
(1) 業務委託契約書の写し
(2) 仕様書の写し
2) 受注業務実施状況に関するもの
(1) 業務日誌(業務実施数量表等)
(2) 道路交通法、道路交通法施行令、自動車の保管場所の確保等に関する法律 道路運送車両法、自動車損害賠償保障法の法令集
16. 書類帳簿等の提出
受注者は、浄化センター毎に月間業務実施数量等を集計し、発注者に遅滞なく報告しなければならない。
17. 支払方法
支払いは毎月払いとする。

【2】作業要領
1. 管理業務
汚泥脱水設備から排出される脱水汚泥をその処分地へ運搬する業務及び車両の整備、施設の清掃等の業務である。
1) 運搬業務
(1) 運搬車両の日常点検、定期点検等を実施し、確実に整備するとともに、交通法規を遵守して業務に従事しなければならない。
(2) 運搬方法は、両浄化センターの脱水汚泥ホッパーから当該運搬車両の許容積載量を超えない範囲内の脱水汚泥を積載して、処分場に運搬し、現地の係員の指示に従って搬入するものとする。
(3) その他、脱水汚泥積載中に飛散した脱水汚泥等は確実に処分するとともに施設の清掃に努めること。
(4) 運搬車両については、次に示す条件を満たし汚泥の飛散及び濡れを防ぐことのできる車両とする。
車両条件 1) 産業廃棄物運搬許可車両 2) 車両全長 約7.7m以下
3) 荷台全高 約3.1m以下 4) 荷台深型 天蓋、水密ダンプ式
5) 積載量 13m ³ 程度、8,000kg以上
2) その他
(1) 脱水汚泥とは、汚泥脱水設備で処理された下水汚泥で、含水率75～84% (平均80%)程度のもをいう。
(2) 脱水汚泥発生量は施設運転状況等により変動するので、脱水汚泥ホッパーの貯留量を確認の上業務に従事すること。
【3】 付則
1. 運搬業務を実施するために必要な備品、消耗品等は、受注者が備え付けるものとする。
2. 経費の負担区分
1) 運搬車両の整備、燃料費等は、受注者の負担とする。
2) 業務の実施にあたり、第三者に損害を与えたときは、発注者の責めに帰する理由のほか、その損害は、受注者の責任で処置すること。
3. 盗難・災害の防止には万全の注意を払うこと。
4. 本仕様書の定めのない事項については、必要に応じて双方が協議して決定する。
以 上